

久留米市大学等修学応援給付金
申請の手引き(Q&A集)



2021年7月 初版

1. 事業の概要

(1) 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の流行下、久留米市に住む経済的に困窮する世帯の大学生等に対し、継続的な修学を支援するため、久留米市大学等修学応援給付金を交付します。

(2) 交付対象者(詳細は2ページ)

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が福岡県に適用された2021年5月12日を基準日として、次の要件を満たしている人

- ・基準日と申請日時点の両方で日本国内の大学等に在籍していること
- ・基準日時点で、久留米市に住民登録があること
- ・申請者(学生本人)と生計維持者全員が令和3年度住民税非課税もしくは非課税相当であること
- ・高等学校を初めて卒業後、一定期間内に大学等に進学した学生であること

(3) 給付額

学生一人あたり(1回のみ) 50,000円

(4) 申請受付方法

郵送申請のみ

(5) 郵送申請受付期間

2021年8月1日(日)～2021年10月29日(金) 消印有効

※電話によるお問い合わせは、8月2日(月)から。

(6) お問い合わせ

久留米市大学等修学応援給付金 事務局

電話番号 0942-30-9244

アドレス syugaku@city.kurume.fukuoka.jp

電話受付時間 平日9時～17時

(お電話が難しい場合は、メールをご利用ください。)

※お問い合わせをいただく前に、まずは本手引きをご確認ください。



2. 募集要項

(1) 交付要件

下記のすべてを満たす申請者（学生本人）に対して、応援給付金を支給します。

① 在籍要件

申請者が基準日と申請日時点で、日本国内の大学等に在籍していること

※学生証が発行されている方が対象となります。聴講生など学生証が発行されていない方は対象外です。

大学等・・・大学（専攻科、別科、大学院含む）、短期大学（専攻科、別科含む）
高等専門学校（第4、5学年、専攻科に限る）、専門学校（専修学校の
専門課程に限る）、日本語教育機関

※休学中の者も含む

※日本語教育機関とは、法務省が告示で定める日本語教育機関

法務省告示 →→→



② 住所要件

申請者が2021年5月12日時点で、久留米市の住民基本台帳に記載があること。

③ 課税要件

●申請者が次のいずれかに該当すること

ア) 令和3年度住民税非課税

イ) 令和3年度住民税は課税だが、2021年1月～5月の収入が減少し、この状況が2021年12月まで続くと想定すると、令和4年度住民税が非課税になると想定される

ウ) 申請日時点で、生活保護を受給している

●申請者の生計維持者が次のいずれかに該当すること

ア) 令和3年度住民税非課税

イ) 令和3年度住民税は課税だが、2021年1月～5月の収入が減少し、この状況が2021年12月まで続くと想定すると、令和4年度住民税が非課税になると想定される

ウ) 申請日時点で、生活保護を受給している

④進学するまでの期間に関する要件

◆申請日時点で本科(高等学校等(※))を卒業後に入学した大学等に属する場合、

ア～イのいずれかに該当すること

- ア) 高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から2年経過しない間に本科に入学した人(途中で転学した人も初めて大学等への入学した日が2年を経過していないことが必要)

例) 2019年3月に高等学校等を卒業 → 2021年度末までに本科に入学した人

- ア) - 1 アを満たした人で、途中で現在の大学等に編入、転学した場合は、従前に在籍していた学校から1年以内に現在の大学等に在籍していること

例) 2019年3月に高等学校等を卒業 → 2021年3月にA専門学校を卒業し、
2021年4月にB専門学校に入学した人

- イ) その他の事例においては、独立行政法人日本学生支援機構が行う給付型奨学金の支援要件に該当する人

※) 国内の高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第1～3学年、専修学校の高等課程(修業年限が3年以上のもの)

◆申請日時点で、本科を修了後、大学院や専攻科に属している場合は、ウ～エのすべてを満たすこと

- ウ) アまたはイのいずれかを満たしていること
エ) 本科修了した年度の末日から、1年以内に大学院や専攻科に進学したこと

◆このほか、高等学校卒業後、本科以外(例・別科や日本語教育機関)に直接入学したもののについても、アもしくはイの要件を満たしていることが必要です。



わかりづらくて申し訳ありません… 少しかみ砕くと…

(★1) 申請日時点 高等学校卒業後、初めて進学した大学等に在籍の場合

⇒イメージ: 2浪=OK、3浪未満(秋入学など)=OK、3浪以上=対象外

(★2) 申請日時点 初めて進学した大学等から、更に進学された大学等に在籍の場合

(★1) を満たしていること

+

進学前の大学等を修了したときから、進学後の大学等に在籍するまでに1年経過していない人

(3つ以上学校に進学・変更している場合も、すべての学校を1年以内に進学・変更していることが必要)

⑤（生計維持者が国外に居住している場合）仕送り要件

日本国外から150万円以上の仕送り（学費含む）を受けていないこと

⑥（留学生の場合）奨学金要件

申請者が、日本政府奨学金留学生ではないこと

(2) 申請方法

申請書（第1号様式）に必要書類（詳しくは5ページ以降を参照）を添えて下記宛先まで送付してください。

※2021年10月29日（金）の消印有効

<送付先> ↓ ↓ 切り取って封筒に貼付してお使いください。

〒830-8520

久留米市城南町15番地3

久留米市役所 9階 「大学等修学応援給付金」事務局 宛

<同封物チェック>

申請書（第1号様式） 学生証 通帳コピー

住民票（市で確認することに同意していれば不要）

申請人の課税状況を証する書類

【 非課税証明書（市で確認することに同意していれば不要） 第2号様式+付属資料 第3号様式】

生計維持者1の課税状況を証する書類

【 非課税証明書（市で確認することに同意していれば不要） 第2号様式+付属資料 第3号様式】

生計維持者2の課税状況を証する書類

【 非課税証明書（市で確認することに同意していれば不要） 第2号様式+付属資料 第3号様式】

（留学生の場合）在留カードのコピー

※送付には、簡易書留やレターパックなど受取が確認できるものをお勧めします。

(3) 給付方法

申請者名義の口座に振り込みます。現金給付はいたしません。

【利用できる金融機関】

日本国内の銀行（ゆうちょ銀行含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合

【振込口座】

申請者名義の口座に限る

(4) 振込時期

申請内容の確認が終わり次第、速やかに指定口座に振り込みます。

申請内容に不備がなければ、約1か月程度で振り込まれます。

(5) 追加書類の依頼や申請内容の不備があった場合

追加書類のお願いや、申請内容の確認・不備があったときは、電話もしくはメールにてご連絡します。必ずご対応ください。

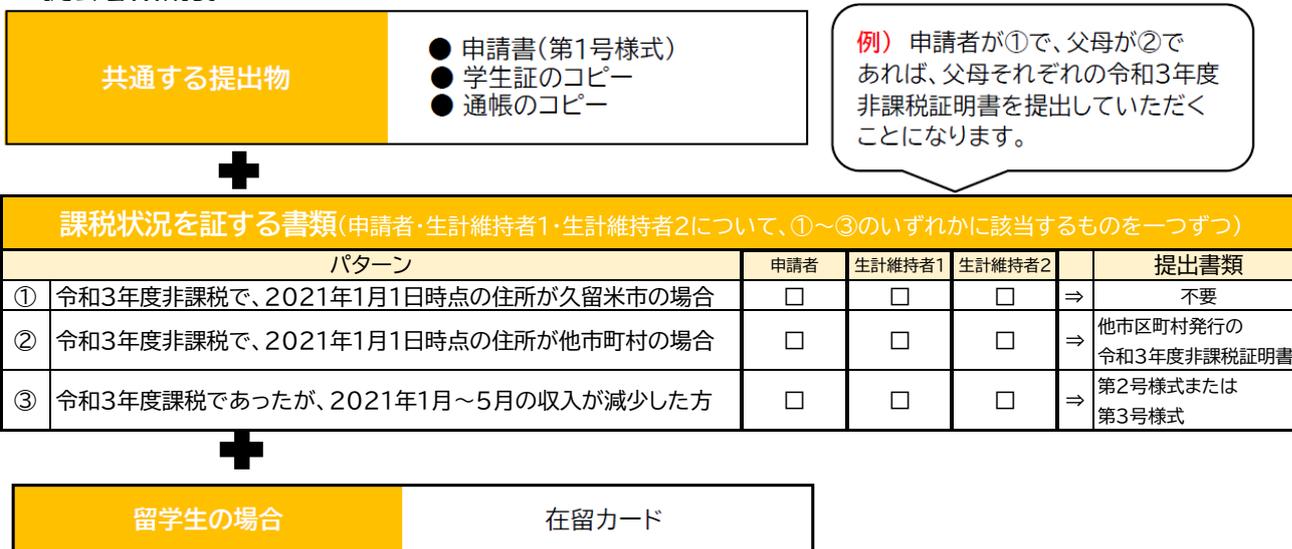
追加書類の提出や、内容の確認・不備が解消されなければお振込みはできませんのでご注意ください。連絡がつかない場合や、追加資料の提出などを依頼したにもかかわらず、2021年11月30日までにご対応いただけなかった場合は、申請取り下げがなされたものとみなしますので、ご注意ください。

3. 必要書類

申請に必要な添付書類について詳しく説明します。

申請者の属する世帯構成、生計維持者の住所、収入状況により、提出していただく書類は異なりますので、必要な書類を確認したうえで、送付してください。

<提出書類概要>



(1) 必要書類

① 申請書(第1号様式)【必須】

※申請書(第1号様式)は、ホームページから印刷してください。

ホームページ →→→



②学生証のコピー【必須】

- ※学校名、氏名、学籍（学生）番号、有効期限がすべて記載されているものに限る。
- ※学生証のコピーが提出できない場合は、在学証明書の写し。基準日と申請日の両時点において学生であることがわかるもの。

③通帳のコピー【必須】

- ※申請者が口座名義人のものに限る
- ※金融機関名、支店名（又は支店番号）、口座番号、口座名義人氏名の記載があるもの
- ※ゆうちょ銀行の場合は、表紙を一枚めくった見開きのページ（氏名、店名、口座番号の記載があるページ）
- ※通帳がない場合は、キャッシュカードの写し。金融機関、支店名、口座番号、口座名義人の氏名がわかるものに限る。

④住民票の写し【申請書（第1号様式）内で同意すれば提出不要】

- ※同意しない場合のみ、基準日に久留米市に住民登録があったことを確認できる住民票の写し、住民票の除票もしくは附票の写しのいずれかを提出してください。

⑤課税状況を証する書類（令和3年度の課税状況等を確認できるもの）

- 申請者と生計維持者全員（生計維持者の考え方は8ページ参照）について、⑤-1～⑤-5のいずれかの書類を提出してください。

⑤-1 令和3年度住民税非課税で、2021年1月1日時点で久留米市民の人

→申請書（第1号様式）内で同意すれば提出不要

- ※同意しない場合のみ、久留米市が発行する令和3年度住民税非課税証明書を提出してください。

⑤-2 令和3年度住民税非課税で、2021年1月1日時点で久留米市民でない人

→1月1日時点でお住まいだった市区町村発行の令和3年度住民税非課税証明書

<注意！>

- ⑤-1、⑤-2いずれの場合も、収入に関係なく申告が必要です。
- 申告していない場合は、不備扱いとなります。
- 非課税証明書を取得された際には、税額の欄に数字が記載されているかどうか、確認してください。税額欄が「*」や「-」では、受付できません。

⑤-3 申請日時点で、生活保護を受給している人

→生活保護受給証明書

⑤-4 令和3年度住民税は課税であるが、2021年1月～5月の収入が大幅に減少し、この収入が続けば、令和4年度住民税が非課税になると想定される人

ア) 2021年1月～5月の収入が給与のみの場合

- ・収入状況申告書（第2号様式）（給与収入者用）
- ・給与明細の写しなど1月～5月の給与額のわかるもの

イ) 解雇または離職により収入がなくなった場合

- ・収入状況申告書（第2号様式）（給与収入者用）
- ・1月～5月の途中で離職し、この間に給与収入が一部あった人はその給与額がわかるもの
- ・離職したことを証する雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し、または雇用関係が終了したことが確認できるものの写し

※解雇や離職の時期によっては、追加の書類をお願いする場合があります。

ウ) 自営業など上記いずれの書類もない場合

- ・所得状況申告書（第3号様式）（事業者用）
- ・内容に応じて、1月～5月の収入金額が確認できる書類（通帳の写し、入出金明細等）を求めることがあります。

※給与収入と事業者収入が両方ともあるかたは、第2号様式と第3号様式にそれぞれ記載の上、提出してください。付属書類も同様に提出してください。

※収入・所得申告書（第2・3号様式）は、ホームページから印刷してください。

ホームページ →→→



⑤-5 2021年1月1日時点で日本国外に居住していた場合

→生計維持者欄に氏名・住所の記入は行った上で、課税を証する書類は提出不要。

→日本人の場合は、日本国外に居住している・していたことを証する住民票の除票、またはそれに類する書類（パスポートで出入国の日付が分かるものなど）

<参考>

住民税非課税となる限度額

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">2021年1月～5月の 平均収入</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">年収換算 (×12月)</div>	≤	非課税限度額		
		扶養親族数	給与収入額の目安	所得金額の目安
		0人	965,000円以下	415,000円以下
		1人	1,469,000円以下	919,000円以下
		2人	1,880,000円未満	1,234,000円以下

※あくまでも目安額です。非課税限度額以下となっても対象外となる場合や限度額以上になっても対象となる場合があります。

※扶養人数が3人以上の場合は、目安額も変わりますので、お尋ねください。

⑥在留カードの写し（両面）【留学生のみ】

4. 生計維持者の考え方

生計維持者とは、原則申請者の父母の2名になります。一緒に住んでいるかどうか、仕送りをもらっているかどうか、父母に収入があるかに関わらず、申請書への生計維持者の記入や書類の提出は必要です。

下表を参考に、申請書に生計維持者を記載してください。

I 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名）
2	父母どちらかまたは両方が海外赴任・単身赴任	

II 父母が離婚調停中		生計維持者
3	申請者が未成年で、父母が離婚調停中	父母（2名）
4	申請者が成年で、父母が離婚調停中（父または母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	申請人の生活を支援する父または母（1名）

III 父母が離婚		生計維持者
5	父母は離婚（DVによる別居含む）しており、父または母（いずれか一方）と同居している（もしくは大学等入学前は同居していた）	同居する（もしくは同居していた） 父または母（1名）
6	父母が離婚後、再婚し、申請者と生計を一にしている	父または母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚含む。養子縁組の有無は問わない。

生計維持者が1人しかいない場合は、そのことを証明する資料の提出を追加でご依頼する場合があります。

（重要）

生計維持者の考え方は、独立行政法人日本学生支援機構が行う給付型奨学金の支給条件をベースにしておりますので、学生本人が結婚している場合など上記に記載の無いような事例など、より詳しい内容については、日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

日本学生支援機構のホームページはこちら →→→→→→



5. その他

申請書提出後、審査の過程で確認や追加資料提出のため、事務局より電話もしくはメールにてご連絡を差し上げる可能性があります。

本事務局からの電話（30-9244）からの受電については、必ずご対応ください。

久留米市大学等修学応援給付金 事務局

電話番号 0942-30-9244

アドレス syugaku@city.kurume.fukuoka.jp

電話受付時間 平日9時～17時

（お電話対応が難しい場合は、メールをご利用ください。）

なお、**ご連絡がつかない場合や、追加資料の提出などを依頼したにもかかわらず、2021年11月30日までにご対応いただけなかった場合は、申請取り下げがなされたものとみなしますので、ご注意ください。**

6. Q&A集

*在籍要件について

Q1 学生であることの判断はどのように行うのですか？

A1 学生証の発行が行われているかで判断します。聴講生など学生証発行の対象となっていない人は対象外です。

Q2 通信制の大学に在籍していますが、対象となりますか？

A2 学生証の発行を受けており、5月12日及び申請日時点で当該大学に在籍中であれば在籍要件は満たします。

*進学するまでの期間に関する要件について

Q3 最初に入学した大学から途中で、学校が変わりました。申請書の記載欄には書けませんがどうしたらいいですか？

A3 申請書にかけない場合は、第4号様式 卒業・入学の履歴追記に記載してください。

Q4 留学生ですが、記入は必要ですか？

A4 記入をお願いします。

Q 5 留学生の記入の方法ですが、「卒業高校等学校名」のところは、どのように記入したらよいのでしょうか。

A 5 ここには、「外国の正規の学校教育における12年目の課程を修了した」学校を記載してください。

Q 6 留学生です。まずは大学の別科に入学し日本語を勉強してから、大学に進学しました。今は大学院に在籍しています。進学するまでの期間に関する要件はどのように考えればいいのですか？

A 6 外国の高校を卒業して別科に入学するまでに、高校卒業の翌年度から2年を経過しない条件が適用されます。また、別科から大学、大学から大学院それぞれの修了・入学が1年以内であることが必要です。

A 7 普通高校を卒業後、専修学校の高等課程に進学したのち、専修学校の専門課程に入学しました。高校卒業の翌年度から2年を経過しない条件はいつを起点にするのですか？

Q 7 今回は「高等学校等を‘初めて’卒業した」という条件を付けさせていただいておりますので、普通高校を卒業した翌年度末を起算点とし2年以内に専門学校に入学していることが必要となります。

***住所要件について**

Q 8 生計維持者は久留米市民ではありませんがいいのでしょうか？

A 8 生計維持者の住所は問いません。ただし、申請者は5月12日時点で久留米市に住民登録があることが必要です。

Q 9 5月12時点では久留米市に住んでいましたが、住民票は市外に置いていました。対象となりますか？

A 9 久留米市に住民票があったかどうかで判断しますので、実際生活していても住民登録がなければ対象となりません。

Q 10 今から遡って久留米市に住民登録（住所変更）をすることはできますか？

A 10 転入届は、実際引っ越しをして14日以内に届出しなければならないとなっています。特別な理由により届出ができなかった場合など事情がある場合は、現在住所を置かれている市区町村の窓口で遡って住所変更ができるかどうかお尋ねください。

***課税要件について**

Q 11 住民税非課税とは、均等割のことですか？所得割のことですか？

A 11 住民税の均等割と所得割のどちらも課税されていないことをいいます。

Q12 「2021年1月～5月の収入が大幅に減少し、この収入が続けば、令和4年度住民税非課税になると想定される人」になるかどうかはどのように判断すればいいのですか？

A12 「2021年1月～5月の給与収入」÷5×12をして、令和3年度の給与収入見込みを出してください。この収入見込が目安を超えているかどうかを確認してください。（7ページ参照）

ただし、目安ですので、目安以下でも対象にならない場合や、目安額を超えても対象になる場合もありますので、どちらかわからない場合は、お尋ねください。

Q13 2021年3月末をもって離職しました。どの書類の提出が必要ですか。

A13 2021年4月から5月の間仕事をしていない状況であれば、第2号様式、1月～3月までの給与額がわかるもの、3月末に離職したことを確認できる資料の提出が必要となります。

Q14 2021年3月末でA会社を退職し、4月からB会社に勤めています。第2号様式の記載はどのようにすればいいですか。

A14 第2号様式は、1月～5月の収入額とそれを5等分した額、そしてそれを12倍した年間見込額を記載してください。そのうえで、A会社での1月～3月の給与額がわかるもの及びB会社での4月～5月の給与額がわかるものを提出してください。A会社を退職した証明の提出は不要です。

Q15 2021年3月末をもって離職し、8月に再就職しました。対象となりますか。

A15 この給付金は、1月～5月の収入が大幅に減少し、この収入が続けば、令和4年度住民税が非課税になると想定される方が対象となりますので、8月から再就職され、この給与額を含めたところで令和4年度課税となることが想定される場合は、対象となりません。

Q16 2020年12月に離職し、2021年1月から失業手当を受給しています。失業手当は給与収入や所得収入として報告する必要がありますか。

A16 失業手当は報告の必要ありません。第2号様式で1月～5月の給与収入を「0円」と記入の上、併せて12月で離職したことが確認できる資料の提出をお願いします。

Q17 留学生でアルバイトもしていませんが、申請者の非課税証明書の添付は必要ですか？

A17 2020年1月以降に国内にいれば、非課税証明書の発行はできます。ただし、収入がなくても必ず申告したうえで、証明書を発行してもらってください。

- Q18 留学生で2021年4月に来日しました。非課税証明書は提出できませんが、どうすればいいですか。
- A18 来日後アルバイトなどで給与収入があるときは、第2号様式と給与明細を提出してください。収入がない時は、課税に関する書類の提出は不要ですが、申請書の3ページ目にある『誓約事項』の中に、「150万円以上の仕送りを受けていないこと」という項目がありますので、忘れずにチェックを入れてください。
- Q19 生計維持者が国外に居住していますので（留学生含む）、課税状況を証する資料の提出ができません。どのようにしたらいいですか？
- A19 まず、申請書（第1号様式）の生計維持者欄には、氏名・生年月日・住所は記載してください。住所は国名までで構いません。
そのうえで、課税状況を証する資料の提出は不要です。ただし、申請書の3ページ目にある『誓約事項』の中に、「150万円以上の仕送りを受けていないこと」という項目がありますので、忘れずにチェックを入れてください。

***（生計維持者が国外に居住している場合）仕送りについて**

- Q20 150万円以上の仕送りを受けていないことが条件となっていますがどのような書類を提出すればいいのですか？
- A20 書類の提出は不要です。ただし、申請書の3ページ目にある『誓約事項』の中に、「150万円以上の仕送りを受けていないこと」という項目がありますので、忘れずにチェックを入れてください。

***（留学生の方向け）奨学生について**

- Q21 「日本政府奨学金留学生でないこと」が交付要件になっていますが、自分が国費留学生なのか、私費留学生なのかわかりません。
- A21 日本政府奨学金留学生とは、日本政府から日本での学費や生活費などを支給されている留学生の方です。自分が該当するかどうか分からない場合は、在籍する学校にご確認ください。
- Q22 日本政府奨学金留学生ではありませんが、どのような書類を提出すればいいのですか？
- A22 書類の提出は不要です。ただし、申請書の3ページ目にある『誓約事項』の中に、「日本政府奨学金留学生ではありません」という項目がありますので、忘れずにチェックを入れてください。